

(9) 財団法人 鳥取県天神川流域下水道公社給与等状況報告書

1 職員給与費の状況(平成18年度)

職員数	給与費			
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計
10人	37,708千円	4,627千円	15,805千円	58,140千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 職員数は、平成18年7月までは10人、8月から平成19年3月までは9名です。

2 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況(平成19年4月1日現在)

平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
339,408円	378,154円	45.4歳

- (注) 1 「平均給料月額」は扶養手当等の職員手当を含まない給料のみの平均月額です。
2 「平均給与月額」は、給料に扶養手当等の職員手当を加えたものの平均月額です。
3 役員一名分は算入していません。

3 職員の初任給の状況(平成19年4月1日現在)

区分	初任給	備考
大学卒	153,664円	県より6.0号下位
高校卒	129,164円	"

4 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成19年4月1日現在)

区分	経験年数				備考
	5年	10年	20年	30年	
大学卒	円	円	円	円	
高校卒	円	円	円	円	

- (注) 「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴などの期間を職員の期間として換算した年数を加算したものです。

5 職員給料の調整額の状況(平成18年度)

該当なし

- (注) 調整額とは、職務の複雑性、困難性、勤務環境が同じ職務の級にある他の職に比べ特殊であり、給料月額を調整し、給料の一部として支給するものです。

6 職員手当の状況（平成19年4月1日現在）

区 分	内 容			
期末手当 勤勉手当 （県の規定に 準ずる）	（支給割合）			
	区分	期末手当	勤勉手当	
	6月期	1.3月分 (1.1)	0.71月分 (0.91)	
	12月期	1.5月分 (1.3)	0.71月分 (0.91)	
	計	2.8月分 (2.4)	1.42月分 (1.82)	
	（注）（ ）内の数値は、特定幹部職員の支給割合です。			
	職制上の段階、職務の 級等による加算措置 有			
	（平成18年度実績）			
	支給総額	支給職員数	一人当たり 平均支給額	
	17,332,317円	10人	1,733,231円	
退職手当 （県の規定に 準ずる）	（支給率）			
	区分	自己都合	勸奨・定年	
	勤続20年	23.5月分	30.55月分	
	勤続25年	33.5月分	41.34月分	
	勤続35年	47.5月分	59.28月分	
	勤続40年	53.5月分	59.28月分	
	（その他の加算措置）			
	・定年前早期退職特例措置（2%～20%加算） ・在職期間中の各月について、職員の属する区分に応じて定める調整月額のうち、その額の多いものから60月分の調整月額を合計した額を加算			
	（経過措置）			
	平成18年4月1日から施行された退職手当の規定による額が、施行日前日において改正前の算定方法により計算した額より下がることとなる職員に対する保障措置を設ける。			
	（平成18年度実績） 該当なし			
時間外勤務 手当	年 度	支給総額	支給対象 職員数	1人当たり 平均支給年額
	平成18年度	765,221円	9人	85,025円

区 分	内 容			
	対象職員	支 給 月 額		
管理職手当 (県の規定に準ずる)	一定の管理または監督の地位にある職員	行政職（再任用以外の職員）の場合 9級（1種）125,088円、8級（2種）91,180円、 7級（2種）85,845円、7級（3種）68,676円、 7級（4種）60,140円、6級（3種）64,505円、 6級（4種）56,454円、6級（5種）48,403円		
		（平成18年度実績） 1人当たり平均支給月額 65,839円		
扶養手当 (県の規定に準ずる)	扶養親族として配偶者、子等を有する職員	ア 配偶者	12,000円	
		イ 配偶者以外の扶養親族	6,000円	
		ウ 扶養親族でない配偶者がある職員の扶養親族のうち1人	6,500円	
		エ 配偶者のない職員の扶養親族のうち1人	11,000円	
		15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子		1人につき5,000円を加算
		（平成18年度実績）		
		支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給月額
1,448,000円	8人	15,083円		
住居手当 (県の規定に準ずる)	住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員又は自宅に居住している世帯主である職員	ア 借家・借間居住者	家賃の額に応じ、最高27,000円まで支給	
		イ 自宅居住者	2,500円（新築・購入の日から5年を経過するまでの間）	
		ウ 単身赴任手当受給者で配偶者の居住する借家・借間を借り受けている者	借家・借間居住者の例により算出した額の2分の1に相当する額	
		（平成18年度実績）		
支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給月額		
669,300円	6人	9,296円		
通勤手当 (県の規定に準ずる)	交通機関等を利用し、又は自動車等を使用して通勤している職員	ア 交通機関等利用者	次の 又は のうち、支給単位期間当たりの額が低い方の額 支給単位期間の間通用する定期券の額 通勤21回分の回数券の額 < 最高限度額 55,000円 >	
		イ 自動車等使用者	通勤距離に応じ、2,200円～46,400円を支給	

区 分	内 容		
	対象職員	支 給 月 額	
		ウ 特別急行列車等 を利用する職員	支給単位期間の通勤に要する特別急 行料金等の2分の1の額（1月当 たり2万円を上限とする。ただし、特 別急行列車の場合は上限なし。）
		エ 駐車料金を負担 している場合	公共交通機関及び自動車等による通 勤している職員が、公共交通機関の 利用に伴って駐車場を利用し、駐車 料金を負担することを常態としてい る場合に、当該駐車料金を相当する 額（1ヶ月あたり3,000円を上限とす る。）
		オ ノーマイカーデ ー運動に参加する 場合	通勤のため自動車等を使用すること を常例とする職員において、ノーマ イカーデー運動に参加する場合に、 月3回の公共交通機関の利用料金の 増減を考慮する。
	（平成18年度実績）		
		支給総額	支給職員数
	756,000円	7人	9,000円
特殊勤務 手当	終末処理施設 等の保守管理 業務、管渠内 の作業、下水 ・汚泥等の検 査業務、高圧 電線、配電盤 等の作業に従 事した職員	1)終末処理施設等保 守管理業務手当	4時間以上作業に従事した日 1日につき290円支給
		2)管渠内作業手当	作業に従事した日 1日につき560円支給 （4時間に満たないときは、336円）
		3)下水等検査業務手 当	作業に従事した日 1日につき290円支給
		4)高圧配電線路等保 守作業手当	
	（平成18年度実績）		
	支給総額	支給職員数	1人当たり 平均支給月額
	162,446円	4人	3,384円
7 役員の報酬等の状況（平成19年4月1日現在）			
区 分	給 料 ・ 報 酬 月 額	期 末 手 当	備 考
理事長	326,400円	6月期 1.3月 12月期 1.5月	45%加算
・報酬額、手当額は削減後の額です。			